

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
許 認 可 等 名	徳島市農村環境改善センターの利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市農村環境改善センター条例	
根 拠 条 項	第7条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5245)	
審 査 基 準	基 準	徳島市農村環境改善センター条例第8条並びに徳島市農村環境改善センター条例施行規則第3条及び第5条の規定による
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)